

大野市地域密着型サービス指定事業者選定委員会設置要綱

(平成 20 年 4 月 30 日訓令第 13 号)

改正 平成 22 年 3 月 18 日訓令第 3 号
平成 24 年 3 月 27 日訓令第 6 号
平成 25 年 3 月 26 日訓令第 8 号
平成 26 年 3 月 25 日訓令第 9 号
平成 30 年 7 月 26 日訓令第 10 号
平成 30 年 10 月 24 日訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型サービス事業者及び法第 115 条の 12 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定に関し、公募に係る事業者選定を適正かつ公正に行うため、大野市地域密着型サービス指定事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 良質のサービスを提供し、効率的で安定した事業運営を実施できる法人を選定すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大野市介護保険運営協議会の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 民生環境部長
- (5) 民生環境部健康長寿課長

(委員長)

第 4 条 選定委員会の委員長は、民生環境部長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議事を総理する。

2 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、民生環境部健康長寿課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。